

別 紙

再 資 源 化 等 報 告 書

令和 年 月 日

(発注者)

殿

氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名)

(郵便番号 —) 電話番号 — —

住所

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事の名称
2. 工事の場所
3. 再資源化等が完了した年月日
4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税込み)

6. 添付資料

様式 1 再生資源利用実施書 . . . 建設資材を搬入した場合

様式 2 再生資源利用促進実施書 . . . 建設副産物を搬出した場合

公共工事の完了時における請負者から発注者への報告事項の取扱いについて

分別解体等の実施が義務付けられる建設工事については、建設リサイクル法第18条の規定により、特定建設資材廃棄物の再資源化が完了したときは、請負者から発注者に対して報告が義務付けられています。

1 工事の範囲について

再資源化等が完了したときに請負者から発注者への報告が必要となる工事は、特定建設資材(表1-1)を用いた解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定の規模以上の対象建設工事(表1-2)とする。

表1-1 特定建設資材

コンクリート
コンクリート及び鉄から成る建設資材(プレキャスト鉄筋コンクリート版など)
木材
アスファルト

表1-2 対象建設工事

対象建設工事の種類	規模の基準
建築物の解体	床面積の合計 80㎡
建築物の新築・増築	床面積の合計 500㎡
建築物の修繕・模様替(リフォーム等)	請負代金の額 1億円
建築物以外のものの解体・新築等(土木工事等)	請負代金の額 500万円

2 報告に使用する書類

報告に使用する書類は別紙「再資源化等報告書」及びその添付資料とする。

3 添付資料

様式1 再生資源利用実施書・・・建設資材を搬入した場合

様式2 再生資源利用促進実施書・・・建設副産物を搬出した場合

※特定建設資材のみでなく、当該工事で使用した建設資材及び当該工事で発生した建設副産物すべてについて記入すること。